

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三七
- 建築協定を変更することを認可した件 三六

### 公 告

- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件七件 三六
- 政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件 三六
- 福島県警察本部
- 落札者を決定した件三件 三六

## 告 示

### 福島県告示第六百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年十月十四日から平成二十一年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル大平寺店 福島市大平寺字附屋敷四十九番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年六月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百四十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 七十台

3 荷さばき施設的位置及び面積

一 位置 別紙図面のとおり

二 面積 百二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

一 位置 別紙図面のとおり

二 容量 十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 開店時刻 午前九時

二 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 三か所

二 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十年九月三十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三四九号	伊達市梁川町字東塩野川七四番一地从先から 同 市梁川町五十沢字堂ノ前七〇番一地从先まで	平成二〇年一 〇月一五日

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道五十沢国見線	伊達市梁川町五十沢字越五十沢九〇番一地从先から 同 市梁川町五十沢字羽山下二〇番二地从先まで	平成二〇年一 〇月一四日

(道路計画課)

福島県告示第六百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十四条第二項において準用する同法第七十三条第一項の規定により、檜葉町赤粉住宅団地建築協定について次のとおり変更の認可をした。この認可に係る建築協定書の写しは、檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十月十四日

平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 変更認可年月日

- 平成二十年十月十四日
- 変更認可申請の代表者の住所及び氏名  
双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂五番地の六 檜葉町長 草野 孝
- 変更の内容  
建築協定区域の一部除外

除外する土地 双葉郡檜葉町大字井出字館ノ沢九十二番地六の一部、九十二番地七の一部、九十二番地八の一部、九十二番地十二の一部、九十二番地十三の一部、九十二番地十七の一部、九十二番地十八の一部、九十二番地十九の一部、九十二番地二十の一部及び九十二番地二十六の一部  
(建築指導課)

福島県告示第六百九十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年八月十八日次のとおり指定した。  
平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
株式会社田村 田村市船引町船引 平成二〇年一〇月一日から平 住所地に同じ。  
自動車教習所 字山ノ内一四九番 成二五年九月三〇日まで  
地の一

(出納総務課)

福島県告示第六百九十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年八月二十八日次のとおり指定した。  
平成二十年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
有限会社たは 南相馬市原町区北 平成二〇年一〇月一日から平 住所地に同じ。  
ら 長野字北原田三〇 成二五年九月三〇日まで  
五番地の二

有限会社大越 双葉郡広野町大字 同  
下北迫字苗代替五

熊坂商事株式 南相馬市小高区本 同  
会社 町二丁目八一番地

(出納総務課)

福島県告示第六百九十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年八月二十九日次のとおり指定した。  
 平成二十年十月十四日

氏名又は名称 住所  
 片田 隆雄 郡山市大町二丁目 平成二〇年一〇月一日から平 住所地に同じ。  
 一二番二号 成二五年九月三〇日まで  
 （出納総務課）

福島県告示第六百九十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年九月十一日次のとおり指定した。  
 平成二十年十月十四日

氏名又は名称 住所  
 株式会社昭和 白河市愛宕町四四 平成二〇年一〇月一日から平 住所地に同じ。  
 堂 番地 成二五年九月三〇日まで  
 福島県知事 佐 藤 雄 平

株式会社白河 白河市五番丁川原 同  
 自動車学校 一〇一番地の五 同  
 株式会社県南 白河市東釜子字古 同  
 自動車学校 峰内九八番地 同  
 藤田 正夫 東白川郡塙町大字 同  
 板庭字広瀬一七番 同  
 地の二 東白川郡塙町大字  
 字桜木町三八八番地  
 の一  
 （出納総務課）

福島県告示第七百号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年九月十七日次のとおり指定した。  
 平成二十年十月十四日

氏名又は名称 住所  
 有限会社関薬 会津若松市西栄町 平成二〇年一〇月一日から平 指定の有効期間  
 品商会 六番三二号 成二五年九月三〇日まで  
 渡部 信一 会津若松市河東町 同  
 広田字広田一〇四 番一三号  
 番地 住所地に同じ。

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同  
 組合 専務理 七五号  
 喜多方市松山町鳥見  
 山字下天神六番地の

事 佐藤 武 三  
 （出納総務課）

福島県告示第七百一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年九月十九日次のとおり指定した。  
 平成二十年十月十四日

氏名又は名称 住所  
 森合 典秀 いわき市植田町本 指定の有効期間  
 町三丁目八番地の 平成二〇年一〇月一日から平 住所地に同じ。  
 成二五年九月三〇日まで

株式会社平中 いわき市内郷小島 同  
 中央自動車学校 町天ノ田一五番地 同  
 の二

有限会社鍋屋 いわき市小名浜西 同  
 第一商事 町五番地の七 同  
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同  
 組合 専務理 七五号  
 事 佐藤 武  
 二 いわき市四倉町狐 同  
 猪狩 由美 塚字川田八二番地  
 住所地に同じ。  
 （出納総務課）

福島県告示第七百二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年九月二十四日次のとおり指定した。  
 平成二十年十月十四日

氏名又は名称 住所  
 南会津地区交 南会津郡南会津町 平成二〇年一〇月一日から平 指定の有効期間  
 通安全協会 田島字中町甲三九 成二五年九月三〇日まで  
 会長 五十嵐 一八番地の四  
 博幸

（出納総務課）

公 告

公告第五百二十三号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成二十年度第二四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十年十月十四日

苦情の受付件数 零件

福島県知事 佐藤 雅 平

( 委 任 職 )

福島県警察本部

福島県警察本部公告第48号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるICカード化運転免許証記載内容確認装置及び証明書キャッシュサーバ装置の貸借について、次のとおり落札者を選定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年10月14日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
  - (1) ICカード化運転免許証記載内容確認装置
    - ア IC運転免許証読取装置 30式
    - イ IC運転免許証記載内容確認装置 4式
  - (2) 証明書キャッシュサーバ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を選定した日  
平成20年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
38,455,200円
- 6 契約の相手方を決定した理由  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年8月15日

( 会 計 課 )

福島県警察本部公告第49号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証追記システム機器及び電子署名生成装置の貸借について、次のとおり落札者を選定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年10月14日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
  - ア 運転免許証追記システム機器 29式
  - イ 電子署名生成装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を選定した日  
平成20年9月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
154,586,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年8月8日

( 会 計 課 )

福島県警察本部公告第50号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の貸借について、次のとおり落札者を選定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年10月14日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
交番・駐在所等ネットワークシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 3 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号  
落札者を決定した日  
平成20年 9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECリーズ株式会社  
東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
41,976,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年 8月15日

(会 計 課)